

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

【届出の対象となる面積】

市街化区域	2 千㎡以上
市街化区域以外の都市計画区域内	5 千㎡以上
都市計画区域外	1 万㎡以上

【届出者】

土地の権利取得者（買主等）

【届出期限】

契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

【提出書類】 各3部

- ・土地売買等届出書 ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした図面・委任状(代理人が届出する場合)

【罰則】

届出をしないと法律で罰せられることがあります。

【届出・問合せ先】

企画振興課企画振興グループ TEL0164-34-8581



HP

機関名	休業・休館	備考
役場	12/30 (月) 正午 ～ 1/5 (日)	死亡届などは休業中も 日直体制で受付
保健センター		
老人福祉センター		
総合体育館	12/30 (月) ～ 1/6 (月)	1/6(月) 9:00～17:00 個人でのみ利用可能
農業者 トレーニングセンター		
町民会館		
カーリングホール		1/2 (木) 10:00～15:00 無料開放
し尿収集	12/28 (土) ～ 1/8(水)	
ごみ収集、ごみ処理場 (北空知衛生センター)	12/31 (火) ～ 1/3 (金)	

「冬の大地震に備えて」

昨年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」から1年が経過します。この地震では震災被害の対応に加え、寒さや雪などへの対応も必要となりました。冬に大地震が起こることも想定し、以下の点に注意し、日頃から備えておきましょう。

1. 寒さへの備え

避難時の低体温症を防ぐために、防寒着や防寒グッズを準備しておきましょう。また、電気やガスが止まったときに備えて、ポータブルストーブや使い捨てカイロなどがあると安心です。

札幌管区気象台 地震火山課
TEL011-611-6125

2. 雪に対する備え

地震の揺れで、屋根からの落雪や雪崩の恐れがあります。また、雪道は歩きづらく避難に時間がかかります。安全な避難路を見つけておきましょう。

3. 火災に対する備え

冬は暖房器具による地震時の火災リスクが高まります。暖房器具の転倒や周囲への引火に十分注意してください。また、停電時に避難する際はブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めましょう。

e-Tax での申告が便利！

令和6年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用して、ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、自動計算で確定申告書を作成することができ、計算誤りがありません。また、作成した確定申告書は、そのままe-Taxで送信できます。令和7年1月からは、所得税のすべての画面がスマホでも操作しやすくなりました。

さらに、マイナポータルと連携すれば、収入や医療費、税控除に関する情報などを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができ、確定申告書の作成がより便利になります。

書かない確定申告
マイナンバーカードでe-Tax →

確定申告書は
マイナポータル連携で自動入力 →

令和6年度 自衛官候補生 募集案内

自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊
TEL 0166-55-0100

資格	日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女
受付期間	年間を通じて受付を行っております。

試験期日	2月2日(日)、3日(月)のいずれか1日
試験会場	陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

【国民年金のポイント】

・将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

・老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

【国民年金保険料のお支払い】

・国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は16,980円です。

(令和6年度)

・付加年金制度があります！

定額保険料(16,980円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

・前納割引制度があります！

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでお得です。

・口座振替、クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

さらに、「早割(当月末納付)」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

【学生納付特例制度】

・「学生納付制度」

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・お手続きについては、

砂川年金事務所(TEL0125-52-3890)までお問い合わせください。

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を受けるために！

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。

有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。



マイナ保険証の
政府広報オンライン

マイナ保険証をお持ちでない方

申請不要で資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方

申請不要で資格確認書をお届けします。※来年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方、障害をお持ちの方など)

申請いただくことで資格確認書をお届けします。

妹背牛町役場住民課では、マイナンバーカードの手続きの休日窓口を開設します。

住民課住民グループ
TEL0164-32-2031

日にち	令和7年1月26日(日)	2月2日(日)	3月2日(日)
時間	午前8時30分～正午まで		
対応業務	マイナンバーカードの申請・更新・保険証の利用登録など		

110番通報の適正な利用のお願い！

1 事件事故の際はすぐに110番通報

基本的に事件事故が発生した場合には、ちゅうちょすることなく110番通報をお願いします。

特に交通事故は「大したことないから」「相手と話がついているから」などと考えることなく、「すぐに」「事故の現場から」110番通報してください。救急車が必要な場合は併せて119番通報もしてください。

これを怠ると「当て逃げ」や「ひき逃げ」になる場合があります。

妹背牛駐在所 TEL0164-32-2052

2 相談は相談ダイヤル「#9110」

110番通報はあくまで緊急の案件に関するダイヤルです。

110番通報も限りある人員で受けているため、不要不急の通報が多くなると、本当の緊急通報を受けられなくなってしまいます。警察に対する情報提供や、詐欺などに関する相談については「#9110」

(警察相談専用電話)へお願いします。

